

## 千葉市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この事業は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第4号の規定に基づく地域支援事業として、医療・介護の両方を必要とする高齢者に対し、在宅医療・介護を一体的に提供するため、居宅における医療を提供する医療機関、介護サービス事業者その他関係者の連携を推進し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できることを目的とする。

### (事業の実施主体)

第2条 事業の実施主体は、千葉市（以下「市」という。）とする。ただし、市は、事業の全部又は一部を市が適当と認める者に委託し実施することができる。

### (事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の医療・介護に関する情報の収集、整理及び活用
- (2) 在宅医療・介護連携の地域課題の把握及びその解決に資する必要な施策の検討
- (3) 在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談及び必要な支援
- (6) 医療・介護関係者の研修の実施
- (7) 地域住民に対する、在宅医療・介護に関する普及啓発
- (8) 前各号に掲げるもののほか、医療と介護の連携に必要な事業

### (守秘義務)

第4条 事業に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (関係機関との連携)

第5条 市は、事業を円滑に運営するため、関係機関と密接な連携を図るものとする。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、在宅医療・介護連携推進事業に関し必要な事項は、保健福祉局次長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。